

「三重県緑の広域計画（中間案）」に対するご意見と県の考え方

○意見募集期間：令和8年5月20日（水）から令和8年6月18日（木）まで

○意見内容：1名より5件のご意見をいただきました。

基本計画の項目	意見数
計画全般	3件
第1章 計画の基本的事項	件
第2章 緑地を取り巻く現状と課題	件
第3章 都市の緑地の将来像	2件
第4章 計画の推進	件
第5章 市町の取組推進に向けて	件
合計	5件

○寄せられたご意見に対する対応状況

対応区分	意見数
①反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	
②反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。	
③参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	2件
④反映は難しい 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。	3件
⑤その他 ①～④に該当しないもの。	
合計	5件

番号	該当箇所	ご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
1	全般	「地球温暖化」と断定的な表現が使用されているが、地球が温暖化しているという科学的根拠は十分なく、少なくとも専門家の間で意見がわかれている。また、長期的な地球の気候周期を考えると、今後地球が寒冷化していくという説に異論を唱える人は少ないと思う。 気候変動の複雑性と周期性を鑑み、科学的な中立性を保つために「気候変動」という表現に修正すべき。	④	都道府県が策定する緑の広域計画は、都市緑地法第3条の3第1項の規定により、国の緑の基本方針に基づくとされています。「地球温暖化」という表現は緑の基本方針にも使用されており、本計画においても同様の表現にしています。
2	全般	都市部からはなれた山林における緑地の要件（人の介入を最小限に、一旦自然のバランスが整ったら、その後はなるべく伐採せず、駆除せず、施肥せず）と、都市部における緑地の要件（化学肥料と伐採による人工的な管理、害虫駆除等）のバランス・トレードオフに配慮した計画とすべき。そのために、ゾーニングなども必要ではないか。	③	本計画では、圏域の緑地の特性や都市と緑地の関連性など、県全体と各圏域の緑地の位置づけを踏まえながら、目指すべき姿として圏域ごとの基本方針を設定しています。 また、緑地の分類を「骨格的緑地」（山地、丘陵地、河川、海岸等）と「拠点的緑地」（都市公園、農地等）に分け、適切な保全・管理を進めることを基本的な考え方としています。 今回いただいた「ゾーニング」のご提案については、都市部と山林の緑地の特性や管理方法の違いをより明確にし、自然環境への配慮を強化する観点から、今後の施策の検討に際して参考とさせていただきます。また、緑地の保全や活用に関する制度（特別緑地保全地区制度、緑地保全地域制度、風致地区制度など）の活用についても、地域特性に応じた適切な施策を今後も進めてまいります。

番号	該当箇所	ご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
3	全般	特定の感染症を指す箇所において「新型コロナウイルス感染症」と表記されているが、この表現は抽象的な集合名詞であり不適切。 法令上5類で定義された新型コロナウイルス感染症のことを指したいのであれば、正式名称である「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）」と記載すべき。 法令上新型インフルエンザ等として定義された新型コロナウイルス感染症のことを指したいのであれば、正式名称である「新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）」と記載すべき。 SARS-CoV-2を病原体とした疫病を指したいのであれば、「COVID-19」と記載すべき。	④	都道府県が策定する緑の広域計画は、都市緑地法第3条の3第1項の規定により、国の緑の基本方針に基づくとされています。「新型コロナウイルス感染症」という表記は緑の基本方針にも使用されており、本計画においても同様の表記にしています。 なお、「新型コロナウイルス感染症」と記載していたため、緑の基本方針と表記を合わせ「新型コロナウイルス感染症」に修正します。

番号	該当箇所	ご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
4	第3章 3. 1. 「緑地を守る」ための主な施策	地域の懸念が高まっているのは太陽光発電施設だけでなく、自然エネルギー発電全般。 自然エネルギーを用いた発電であっても、発電時に自然エネルギーを自然界から奪うという意味で当然ながら環境への悪影響はある。また、一般的にも指摘されているように、製造・建設時および廃棄時の環境負荷、設置のための森林伐採等、環境への悪影響は非常に大きい。 「太陽光発電施設」→「太陽光発電施設や風力発電施設を含めた発電施設」のような表現としておくべき。 ※ただし、電力源の多様化による国防（石油の輸入が止められても直ちに戦争に突入しないように等）や防災などの観点、あるいは研究用途などの目的をもって、自然エネルギーを利用した発電設備を設置することによる一定の森林伐採は、ある程度許容せざるをえないと思う。 どこまで許容すべきかについて、しっかりと目的意識と根拠をもって定義していったほしい。	③	自然エネルギー発電施設について、設置時の森林伐採など環境に影響があることは認識しておりますが、その中でも太陽光発電施設は自然環境や景観との調和が地域課題として顕在化していることから、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を策定するなど、県として対応の方向性を具体的に示しています。 また、本計画の対象区域は主に都市計画区域としているため、都市における緑地への影響が大きいと考えられる太陽光発電施設に注目し、「緑地を守る」ための主な施策として位置付けています。 このため、ご提案のように「太陽光発電施設や風力発電施設を含めた発電施設」と記載を広げることを行わず、原案のとおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見は、今後の施策や計画推進にあたり、参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	ご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
5	第3章 3. 2. 「緑地をつくる」 ための主な施策	緑地を「CO2の吸収源」の役割と考えるのは間違っている。緑地の成長期は成長のためにCO2を吸収するが、成長しきった後はそれ以上CO2を吸収する効果はない。これは、自然界の物理法則を考えれば常識である。もし書くなら「CO2固着源」という表現とすべき。	④	都道府県が策定する緑の広域計画は、都市緑地法第3条の3第1項の規定により、国の緑の基本方針に基づくとされています。「CO2の吸収源」という表現は緑の基本方針にも使用されており、本計画においても同様の表現にしています。